

(仮称) 岸和田市ホテル・旅館の誘致に関する条例 (骨子案)

1. 条例制定の理由

現在、市内には宿泊施設が少なく、国内外からの宿泊客を十分に呼び込めるとは言えない状況にあります。特に、関西国際空港を利用する宿泊客の多くは、関西国際空港近辺や、本市を通り過ぎて大阪市内で宿泊をしていると考えられます。

そのような状況の中、市では、市内に宿泊客を呼び込み、市内のにぎわいづくりや経済の活性化、雇用の創出などを図るため、「(仮称) 岸和田市ホテル・旅館の誘致に関する条例」を制定し、ホテル・旅館の設置を促進します。

2. 条例案の概要

- (1) 対象ホテル・旅館の規模は、ホテル営業の用に供する施設として、客室が100室以上であること、旅館営業の用に供する施設として、客室が30室以上であることを規則に規定します。
- (2) 優遇制度は、企業誘致の観点から「岸和田市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例」と同等の助成を行います。土地を所有し、運営するホテル・旅館事業者には、土地・家屋の固定資産税相当額を10年間、土地を賃借し運営するホテル・旅館事業者には、土地は $\text{m}^2 \times 500$ 円、家屋は固定資産税相当額をそれぞれ5年間助成します。また、新たに取得した償却資産の固定資産税相当額を、土地を所有し運営する場合、土地を賃借し運営する場合、どちらの場合も2年間助成します。
- (3) 新規や既存ホテル・旅館の宿泊者が、だんじり会館や岸和田城、自然資料館といった公共施設を利用するときに、入場料を無料にすることを規則に規定します。
- (4) 「岸和田市ホテル・旅館の誘致に関する条例」の対象となるホテル・旅館は、「ラブホテル建築規制条例」の規制の適用除外とします。ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に該当する場合は「岸和田市ホテル・旅館の誘致に関する条例」の適用除外とすることで、ラブホテルの建築を規制します。